

長野県観光振興税(仮称)骨子に係る 県民説明会を開催します

長野県では、暮らす人も訪れる人も楽しめる「世界水準の山岳高原観光地づくり」の実現に向けて、「長野県観光振興税(仮称)」の検討を進めており、現在、その骨子についてパブリックコメントを実施しています。

ついては、この「長野県観光振興税(仮称)骨子」について、県民の皆様からより多くの御意見をいただくため、知事又は副知事が出席し、県民説明会を開催します。

1 開催日時、場所

会場	開催日	時間	開催場所	出席予定者	定員
北信 (長野市)	10月15日 (火)	11:00~12:30	ホテル信濃路 2F 穂高 (長野県長野市中御所岡田町 131-4) ※オンライン配信 (YouTube Live) あり	知事	100名
中信 (松本市)	10月17日 (木)	11:15~12:45	信毎メディアガーデン 1F ホール (長野県松本市中央 2丁目 20-2)	知事	200名
東信 (小諸市)	10月20日 (日)	14:00~15:30	市民交流センター ステラホール (長野県小諸市相生町 3丁目 3-3)	知事	200名
南信 (伊那市)	10月22日 (火)	11:00~12:30	信州 INA セミナーハウス 大ホール (長野県伊那市みすず 6920)	副知事	96名

※開場は、説明会開始時刻の30分前を予定しております。

2 内容

- 「長野県観光振興税(仮称)」骨子の説明
- 意見交換

3 申込方法

(1) 会場へ来場して参加する場合

以下の申込フォーム (Microsoft Forms) からお申し込みください。

- 説明会申込フォーム URL: <https://forms.office.com/r/gCTLdhiuB1>

※ Microsoft Forms がご利用できない環境の方は、下記担当まで直接電話でお申し込みください。

(2) YouTube 視聴により参加する場合(北信会場のみ)

申込は不要です。開催時刻までに、以下の「県民説明会」県ホームページにオンライン配信用 URL を掲載します。

4 資料・アーカイブ動画の公開について

- ・説明会で使用する資料は10月15日(火)の北信会場の説明会開始時刻までに、以下の URL (県ホームページ) に公開します。
- ・また、北信会場のアーカイブ動画を、説明会開催後に以下の URL (県ホームページ) に掲載します。

- 「『長野県観光振興税(仮称)』骨子に係る県民説明会」県ホームページ URL

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/shisaku/setsumeikai.html>

5 備考

事業者団体や地域において、別途説明会の開催を希望される場合は、担当が可能な限り説明に伺いますので、下記担当までご相談ください。



説明会申込フォーム



「県民説明会」県HP



長野県観光振興税（仮称）骨子に対する 県民の皆様からのご意見を募集します

「長野県観光振興税（仮称）骨子」について、県民の皆様からご意見を募集します。

1 募集事項

長野県観光振興税（仮称）骨子に対するご意見

2 募集期間

令和6年9月26日（木）から10月27日（日）まで

3 長野県観光振興税（仮称）骨子の閲覧方法

- 別添1「長野県観光振興税（仮称）骨子」をご覧ください。
- 県庁観光スポーツ部山岳高原観光課、行政情報センター（県庁西庁舎1階）、地域振興局の行政情報コーナーでもご覧いただけます。※閉庁日（土日祝日）を除く

4 ご意見の提出方法及び提出先

別添2「意見提出様式」(*)により、次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

※県庁観光スポーツ部山岳高原観光課でも配布しています。

- 電子メール mt-kikaku@pref.nagano.lg.jp
件名は「【パブリックコメント】長野県観光振興税（仮称）骨子に係る意見」としてください
- ファクシミリ 026-235-7257
- 郵送 〒380-8570（県庁専用番号のため住所記載不要）
長野県 観光スポーツ部山岳高原観光課 企画経理係あて

5 その他

- いただいたご意見については、個別に回答はいたしません。ご意見の概要と県の考えを個人・団体名が特定されない形で長野県ホームページに公表する予定です。
- ご記入いただいた個人情報は、他の目的には使用しません。
- ご意見を正確に把握するため、電話及び口頭での意見は受け付けいたしません。


Go Nature. Go Nagano.

(問合せ先)

担当 観光スポーツ部山岳高原観光課
企画経理係 横山・宮澤
電話 026-235-7247（直通）
026-232-0111（代表）内線 3552
ファクシミリ 026-235-7257
電子メール mt-kikaku@pref.nagano.lg.jp

長野県観光振興税（仮称）骨子

R6. 9. 26 観光スポーツ部・総務部

1. 長野県観光の目指す姿

暮らす人も訪れる人も楽しめる「世界水準の山岳高原観光地づくり」

- ・人口減少下におけるインバウンドを意識した「世界水準」の観光地づくり
- ・長野県が持つ強みや個性を観光資源として最大限活かす観光地づくり

2. 税制度の概要

（下線の項目は新たに提示した内容）

項目	内容
名称	長野県観光振興税
課税方式	観光振興目的の法定外目的税とする
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の 2.5%（制度開始 5 年間は、電子申告かつ期限内納入した場合は、0.5%を加算）
税率・税額	定額制 300 円 （今回の枠組みで試算すると年間約 45 億円程度の税収見込み）
免税点	3,000 円（素泊まり）未満の宿泊料金の場合徴収しない
課税免除	修学旅行その他学校行事に参加している者
使途	1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施 （1）長野県らしい観光コンテンツの充実 （2）観光客の受入環境整備 （3）観光振興体制の充実 2. 市町村への交付金 3. 徴税経費・広報経費等 ※現段階で想定する主な使途は別表のとおり
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大 1/2 を市町村に交付金として交付
租税調整	独自課税を行う市町村においては、税率を 150 円に引下げ
罰則規定	・特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 ・帳簿の記載義務違反等に関する罪 ・納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	観光振興税基金を設置し管理
使途検証	市町村、独自課税市町村、宿泊事業者の代表者を含む会議（県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会（仮称））により毎年度検証
制度見直し期間	導入当初 3 年、以後は 5 年ごとに制度の見直しを検討
施行予定日	令和 8 年 4 月の導入を目指す

(別表)

主な用途	<p>○現段階で想定している今後5年の取組の方向性(例)は以下のとおり。 なお、税導入後の具体的な用途は、県観光振興審議会に設置する観光振興税活用部会(仮称)において策定する観光ビジョン(仮称)で示し、議会の予算議決を経て決定する。</p> <p>(取組の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none">・納税者に税導入の効果を実感いただけるよう、施策・地域を極力重点化して実施・地域の独自性を尊重しつつ、県と市町村が一体となり、施策の方向性を共有した上で観光振興に取り組むため、市町村交付金制度等を創設 <p>1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施</p> <p>(1) 長野県らしい観光コンテンツの充実</p> <ul style="list-style-type: none">・自然公園等の利用環境整備・マウンテンリゾート(スノーリゾート)の環境整備・移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備 (サイクリングロード、トレッキング・登山道、カヌー乗り場等の整備) 等 <p>(2) 観光客の受入環境整備</p> <ul style="list-style-type: none">・「信州観光Ma a S」の実装及び観光DXの推進・観光における移動保証の実現・宿泊施設集積地における観光まちづくりの推進・宿泊・観光施設の滞在環境向上 等 <p>(3) 観光振興体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none">・観光地経営組織(DMO)の機能強化 等 <p>2. 市町村への交付金</p> <p>税収額(徴税経費等を除く)のうち1/3は、自由度の高い「一般交付金」として、1/6は県が定める重点施策に活用可能な「重点交付金」として、事業実施を希望する市町村の計画内容を踏まえ交付</p> <p>3. 徴税経費・広報経費等</p> <p>徴税に係る人件費、特別徴収義務者報償金 など</p> <p>○現時点で想定される事業規模(5年間)は約260億円程度 (単年では約50億円程度)</p>
------	---

(意見提出様式)

長野県観光振興税（仮称）骨子に対する意見

個人の場合		団体・グループの場合	
氏名*		団体・グループ名*	
住所*		所在地*	
連絡先*		連絡先*	
該当項目	ご意見の内容		

○ ご意見をお受けする期間 令和6年9月26日(木)から10月27日(日)まで

○ 提出先

・郵送の場合

〒380-8570 (県庁専用番号のため住所記載不要)

長野県 観光スポーツ部山岳高原観光課 企画経理係 あて

・ファクシミリの場合

026-235-7257

・電子メールの場合

mt-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(件名は、「【パブリックコメント】長野県観光振興税(仮称)骨子に係る意見」としてください)

※ご意見への回答を公表する際には(※)印欄については掲載しません。